



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷 神戸市長
 兼印刷 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	地域協働局区役所課	1
規則	神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則	地域協働局区役所課	2
告示	住居表示実施およびその方法	地域協働局住民課	19
告示	住居表示実施による町及び字の区域およびその名称の変更	地域協働局住民課	21
告示	街区の区域変更	地域協働局住民課	24
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(菅野自治会ほか)	地域協働局地域活性課	27
告示	放置自転車等の移動・保管に関する告示	建設局西建設事務所	29
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局東部建設事務所	31
告示	道路法による道路の認定及び廃止(市道多聞121号線他)	建設局道路管理課	34
告示	道路法による歩行者専用道路の指定(市道多聞125号線他)	建設局道路管理課	36
告示	道路法による自転車歩行者専用道路の指定(市道多聞124号線)	建設局道路管理課	37
告示	「第58回垂水区ロードレース大会」参加料徴収事務の委託	垂水区総務部地域協働課	38
告示	里づくり計画の変更認定	経済観光局農政計画課	39
公告	大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出((仮称)マルアイ長田店)	経済観光局経済政策課	40
長田区	自動車臨時運行許可番号標の失効	長田区総務部市民課	43
訂正	令和6年10月1日付け神戸市公報第3879号中	建築住宅局建築指導部 建築安全課	44

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年10月7日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第17号

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年3月条例第27号）のうち第1条に規定する神戸市区の設置等に関する条例（平成31年3月条例第31号）第5条の改正規定の施行期日は、令和6年10月7日とする。

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月7日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第18号

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(事務分掌規則の一部改正)

第1条 神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(区役所出張所) 第27条 北区役所山田出張所(以下「山田出張所」という。)は、北区総務部地域協働課の所管とし、北神区役所所有馬出張所(以下「有馬出張所」という。)、北神区役所道場出張所(以下「道場出張所」という。)、北神区役所八多出張所(以下「八多出張所」という。)、北神区役所大沢出張所(以下「大沢出張所」という。)、北神区役所長尾出張所(以	(区役所出張所) 第27条 北区役所山田出張所(以下「山田出張所」という。)は、北区総務部地域協働課の所管とし、北神区役所所有馬出張所(以下「有馬出張所」という。)、北神区役所道場出張所(以下「道場出張所」という。)、北神区役所八多出張所(以下「八多出張所」という。)、北神区役所大沢出張所(以下「大沢出張所」という。)、北神区役所長尾出張所(以

下「長尾出張所」という。)及び北神区役所淡河出張所(以下「淡河出張所」という。)は、北神区役所市民課の所管とし、垂水区役所明舞出張所(以下「明舞出張所」という。)は、垂水区役所総務部地域協働課の所管とし、西区役所伊川谷出張所(以下「伊川谷出張所」という。)、西区役所櫛谷出張所(以下「櫛谷出張所」という。)、西区役所押部谷出張所(以下「押部谷出張所」という。)、西区役所平野出張所(以下「平野出張所」という。)、西区役所神出出張所(以下「神出出張所」という。)及び西区役所岩岡出張所(以下「岩岡出張所」という。)は、西区役所総務部地域協働課の所管とし、係相当の事務所とする。

2 山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、明舞出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 戸籍及び住民基本台帳に関する届出の受付に関すること(明舞出張

下「長尾出張所」という。)及び北神区役所淡河出張所(以下「淡河出張所」という。)は、北神区役所市民課の所管とし、西区役所伊川谷出張所(以下「伊川谷出張所」という。)、西区役所櫛谷出張所(以下「櫛谷出張所」という。)、西区役所押部谷出張所(以下「押部谷出張所」という。)、西区役所平野出張所(以下「平野出張所」という。)、西区役所神出出張所(以下「神出出張所」という。)及び西区役所岩岡出張所(以下「岩岡出張所」という。)は、西区役所総務部地域協働課の所管とし、係相当の事務所とする。

2 山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) [略]

所に限る。）。

(3) [略]

(4) 個人の印鑑登録の受付に関する
こと（明舞出張所に限る。）。

(5) 個人番号カードに関する
こと（明舞出張所に限る。）。

(6) 市税に関する証明書（住宅用家
屋証明書を除く。）の作成及び交付
に関すること（山田出張所、北神区
役所各出張所及び明舞出張所では固
定資産税関係証明書を除く。）。

(7) 選挙に関すること（他の所管に
属するものを除く。）（明舞出張所
を除く。）。

(8) [略]

(9) 埋葬又は火葬の許可及び死産の
届出の受付に関すること（明舞出張
所に限る。）。

(10) 住民の異動に伴う国民年金、国
民健康保険、後期高齢者医療及び介
護保険に関する届出の受付に関する
こと（明舞出張所に限る。）。

(11) 就学に関すること（明舞出張所
に限る。）。

第72条 削除

(2) [略]

(3) 市税に関する証明書（住宅用家
屋証明書を除く。）の作成及び交付
に関すること（山田出張所及び北神
区役所各出張所では固定資産税関係
証明書を除く。）。

(4) 選挙に関すること（他の所管に
属するものを除く。）。

(5) [略]

（明舞サービスコーナー）

第72条 垂水区役所総務部市民課明舞
サービスコーナー（以下「明舞サー
ビスコーナー」という。）は、次に

(第4類の事業所の分掌事務)

第73条 第4類の事業所（三宮証明サービスコーナーを除く。）の分掌事務は、所管部局の長が定める。

別表第1（第31条関係）

名称	所属	区分	主たる事業所	事業所の長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸港管理事務所	[略]	[略]	[略]	[略]

掲げる事務を分掌する。

(1) 戸籍、住民基本台帳及び個人の印鑑の登録に関すること。

(2) 税に関する証明書（租税特別措置法施行令に基づく証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。

(3) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受付に関すること。

(4) 住民の異動に伴う国民健康保険及び国民年金に関する届出の受付に関すること。

(5) 就学に関すること。

(第4類の事業所の分掌事務)

第73条 第4類の事業所（三宮証明サービスコーナー及び明舞サービスコーナーを除く。）の分掌事務は、所管部局の長が定める。

別表第1（第31条関係）

名称	所属	区分	主たる事業所	事業所の長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸港管理事務所	[略]	[略]	[略]	[略]
明舞サービス	垂水区役所総	第4類	明石市松が丘	

	コーナ 一	務部市 民課	2丁目 3番7 号	
--	----------	-----------	-----------------	--

(会計規則の一部改正)

第2条 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2(第3条関係)				別表第2(第3条関係)			
(1) [略]				(1) [略]			
(2) 区会計管理者の所管に係るもの				(2) 区会計管理者の所管に係るもの			
組織	区出 納員	区分 任出 納員	備考	組織	区出 納員	区分 任出 納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所総務部地域協働課(北区役所総務部地域協働課山田出張所、 <u>垂水区役所総務</u>	[略]	[略]	[略]	区役所総務部地域協働課(北区役所総務部地域協働課山田出張所並びに西区役	[略]	[略]	[略]

部地域協働課明 舞出張所並びに 西区役所総務部 地域協働課伊川 谷出張所、櫛谷出 張所、押部谷出張 所、平野出張所、 神出出張所及び 岩岡出張所を除 く。)				所総務部地域協 働課伊川谷出張 所、櫛谷出張所、 押部谷出張所、 平野出張所、神 出出張所及び岩 岡出張所を除 く。)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
北区役所総務部 地域協働課山田 出張所	[略]	[略]	[略]	北区役所総務部 地域協働課山田 出張所	[略]	[略]	[略]
垂水区役所総務 部地域協働課明 舞出張所	地域 協働 課の 係長	事務 担当 者	収納 は、金 銭登録 機によ る。				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所総務部市 民課	[略]	[略]	[略]	区役所総務部市 民課（垂水区役 所総務部市民課 明舞サービスコ ーナーを除く。）	[略]	[略]	[略]
				垂水区役所総務 部市民課明舞サ ービスコーナー	市民 課の 係長	事務 担当 者	収納 は、金 銭登

								録機 によ る。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注) [略]				(注) [略]				

(物品会計規則の一部改正)

第3条 神戸市物品会計規則（昭和39年3月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第4条、第5条関係）					別表第1（第4条、第5条関係）				
(1) [略]					(1) [略]				
(2) 区会計管理者の所管に係るもの					(2) 区会計管理者の所管に係るもの				
物品出納 員等、物品 管理者及 び物品管 理員を置 く場所	物品 出納 員等 及び 物品 管理 員と なる	物品 管理 者 と なる べき 者	そのほ かにも 物品出 納員等 及び物 品管理 員を置 かなげ	物品 出納 員等 及び 物品 管理 員と なる	物品出納 員等、物品 管理者及 び物品管 理員を置 く場所	物品 出納 員等 及び 物品 管理 員と なる	物品 管理 者 と なる べき 者	そのほ かにも 物品出 納員等 及び物 品管理 員を置 かなげ	物品 出納 員等 及び 物品 管理 員と なる

	べき者		ればならない場所	べき者		べき者	ればならない場所	べき者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所総務部(地域協働課を除く)並びに北神区役所市民課及び地域協働課	[略]	[略]	北神区役所市民課有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所及び淡河出張所	[略]	区役所総務部(地域協働課を除く)並びに北神区役所市民課及び地域協働課	[略]	北神区役所市民課有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所及び淡河出張所並びに垂水区役所総務部市民課明舞サーブスコーナー	[略]
区役所総務部地域	[略]	[略]	北区役所総務	[略]	区役所総務部地域	[略]	北区役所総務	[略]

協働課			部地域 協働課 山田出 張所、垂 水区役 所総務 部地域 協働課 明舞出 張所並 びに西 区役所 総務部 地域協 働課伊 川谷出 張所、櫛 谷出張 所、押部 谷出張 所、平野 出張所、 神出出 張所及 び岩岡 出張所		協働課			部地域 協働課 山田出 張所並 びに西 区役所 総務部 地域協 働課伊 川谷出 張所、櫛 谷出張 所、押部 谷出張 所、平野 出張所、 神出出 張所及 び岩岡 出張所	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注) [略]					(注) [略]				

(公印規則の一部改正)

第4条 神戸市公印規則(昭和52年3月規則第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第2(第3条、第10条関係)						別表第2(第3条、第10条関係)					
様式	公印 の 名 称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	用途	管守主管課	様式	公印 の 名 称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	地域協働局 住民課、行財 政局税務部 税務課、市民 税企画課、市 民税第1課、 市民税第2 課、固定資産	10	[略]	[略]	[略]	[略]	地域協働局 住民課、行財 政局税務部 税務課、市民 税企画課、市 民税第1課、 市民税第2 課、固定資産

38	[略]	[略]	[略]	[略]	地域協働局 住民課、各区 役所（北神区 役所を除 く。）総務部 市民課、北神 区役所市民 課、須磨区役 所北須磨支 所市民課、西 区役所玉津 支所及び垂 水区役所総 務部地域協 働課明舞出 張所	38	[略]	[略]	[略]	[略]	地域協働局 住民課、各区 役所（北神区 役所を除 く。）総務部 市民課、北神 区役所市民 課、須磨区役 所北須磨支 所市民課及 び西区役所 玉津支所
38 の2				地域協働局住民課において行う38の項第1号に掲げる	[略]	38 の2				地域協働局住民課において行う38の項第1号に掲げる	[略]

				事務 並び に区 役所 支所 及び 垂水 区役 所明 舞出 張所 にお いて 行う 38の 項各 号に 掲げ る事 務 (電 子印 専 用)					事務 及び 区役 所支 所に おい て行 う38 の項 各号 に掲 げる 事務 (電 子印 専 用)		
38 の3	[略]	[略]	[略]	[略]	福祉局国保 年金医療課、	38 の3	[略]	[略]	[略]	[略]	各区役所（北 神区役所を 除く。）総務 部保険年金
					各区役所（北 神区役所を						

					除く。) 総務 部 保険年金 医療課及び 須磨区役所 北須磨支所 保険年金医 療課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

					医療課及び 須磨区役所 北須磨支所 保険年金医 療課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第4 (第5条、第10条関係)

別表第4 (第5条、第10条関係)

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	用途	管守主 管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
68	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				区役所出 張所(明 舞出張所 を除く。) において 行う戸 籍、印鑑 登録証明 及び住民	[略]

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	用途	管守主 管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
68	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				区役所出 張所にお いて行う 戸籍、印 鑑登録証 明及び住 民基本台 帳の証明 に関する	[略]

			基本台帳 の証明に 関する事 務				事務	
			明舞出張 所におい て行う戸 籍、印鑑 登録証明 その他の 証明及び 住民基本 台帳に関 する事務 並びに就 学に関す る事務	垂水区 役所総 務部地 域協働 課				
			[略]	[略]			[略]	[略]
							明舞サー ビスコー ナーにお いて行う 戸籍、印 鑑登録証 明その他 の証明及 び住民基 本台帳に	垂水区 役所総 務部市 民課

				険料その 他の徴収 金の滞納 処分に関 すること を除く。)							
				(2) 介 護保険に 関する事 務							
69	[略]	[略]	[略]	[略]	福祉局 国保年 金医療 課、各区 役所(北 神区役 所を除 く。)総 務部保 険年金 医療課	69	[略]	[略]	[略]	[略]	各区役 所(北神 区役所 を除 く。)総 務部保 険年金 医療課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和6年10月7日から施行する。

令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

神戸市告示第357号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法を次のとおり告示する。

令和6年10月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 実施する区域

北区山田町小部字松宮山、字東山の各一部（別図のとおり）

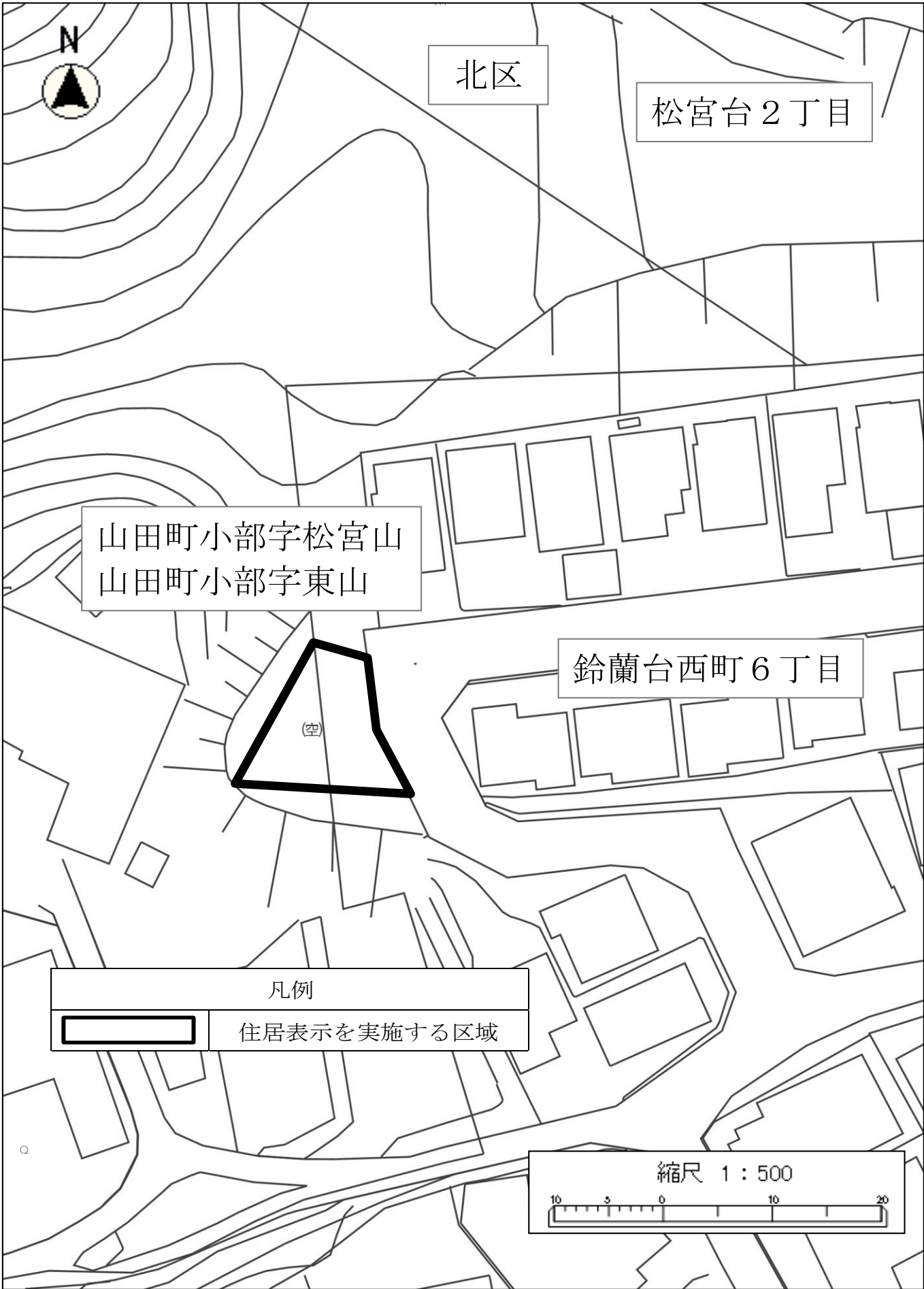
2 実施する期日

令和6年10月15日

3 住居表示の方法

街区方式

別図



令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

神戸市告示第358号

住居表示実施に伴い、次のとおり町及び字の区域の変更をするので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

令和6年10月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 町及び字の区域の変更

変更前	変更後	備 考
別図1	別図2	別図1の区域に存する小字は、廃止する。

2 実施する期日

令和6年10月15日

別図1



別図2



令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

神戸市告示第359号

次のとおり街区の区域を変更するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和6年10月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 街区の区域の変更

変更前	変更後
別図1	別図2

2 実施する期日

令和6年10月15日





令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

神戸市告示第360号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、菅野自治会、舞多聞東シーズンヒルズ倶楽部について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	菅野自治会	舞多聞東シーズンヒルズ倶楽部
主たる事務所	神戸市西区櫛谷町菅野355番地の3	神戸市垂水区舞多聞東1丁目9番2号
代表者の氏名	加藤 貢	川岸 靖司
代表者の住所	神戸市西区櫛谷町菅野359番地	神戸市垂水区舞多聞東1丁目9番2号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 菅野自治会

令和5年4月2日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	大村 昌宏	加藤 貢
代表者の住所	神戸市西区櫛谷町菅野502番地の1	神戸市西区櫛谷町菅野359番地

(2) 舞多聞東シーズンヒルズ倶楽部

令和元年5月12日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目7番2号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目1番3号
代表者の氏名	岩隈 慎司	勝間 洋介
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目7番2号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目1番3号

令和2年5月31日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目1番3号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目1番3号
代表者の氏名	勝間 洋介	田中 佳子
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目1番3号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目1番3号

令和3年5月9日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目1番3号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目3番9号
代表者の氏名	田中 佳子	杉目 真吾
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目1番3号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目3番9号

令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

令和4年5月14日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目3番9号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目8番4号
代表者の氏名	杉目 真吾	高野 一樹
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目3番9号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目8番4号

令和5年5月7日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目8番4号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目6番3号 - 1
代表者の氏名	高野 一樹	水上 祐樹
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目8番4号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目6番3号 - 1

令和6年5月12日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目6番3号 - 1	神戸市垂水区舞多聞東1丁目9番2号
代表者の氏名	水上 祐樹	川岸 靖司
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目6番3号 - 1	神戸市垂水区舞多聞東1丁目9番2号

神戸市告示第361号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和6年9月5日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神中央駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和6年9月5日	
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和6年9月24日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 2 台	令和6年9月26日	
原付 1 台		令和6年9月26日		
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和6年9月12日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和6年9月12日	

神戸市告示第362号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1台	令和6年9月5日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	大石駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 15台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 2台	令和6年9月6日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 3台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	青木駅周辺	自転車 4台	令和6年9月11日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	魚崎駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 14台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 3台	令和6年9月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	阪神御影駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	阪急御影駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	深江駅周辺	自転車 2台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	青木駅周辺	自転車 2台	令和6年9月19日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	J R住吉駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 6台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	甲南山手駅周辺	自転車 1台	令和6年9月19日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台	令和6年9月19日	
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		

令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	2台	令和6年9月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	灘駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	大石駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	新在家駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	14台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
六甲駅周辺	自転車	2台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	21台	令和6年9月24日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	JR住吉駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
甲南山手駅周辺	自転車	1台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	20台	令和6年9月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	4台	
	阪神御影駅周辺	自転車	7台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

神戸市告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月15日

神戸市長 久元喜造

1 認定する市道の路線

路線名	起 点	終 点
多聞121号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番268地先	神戸市垂水区学が丘7丁目864番286地先
多聞122号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番268地先	神戸市垂水区学が丘7丁目864番285地先
多聞123号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番275地先	神戸市垂水区学が丘7丁目864番292地先
多聞124号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番260地先	神戸市垂水区学が丘7丁目864番261地先
多聞125号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番248地先	神戸市垂水区学が丘7丁目864番247地先
多聞126号線	垂水区学が丘7丁目864番239地先	垂水区学が丘7丁目864番285地先
多聞127号線	神戸市垂水区清水が丘2丁目176番28地先	神戸市垂水区清水が丘2丁目176番19地先
多聞128号線	神戸市垂水区清水が丘2丁目176番43地先	神戸市垂水区清水が丘2丁目176番37地先
八多西畑10号線	神戸市北区八多町西畑字谷ノ上666番1地先	神戸市北区八多町西畑字谷ノ下1074番地先
八多西畑15号線	神戸市北区八多町西畑字住吉985番地先	神戸市北区八多町西畑字住吉38番地先
八多深谷19号線	神戸市北区八多町深谷字北浦1264番地先	神戸市北区八多町深谷字上清水谷2080番地先

2 廃止する市道の路線

路線名	起 点	終 点
山田里225号線	神戸市北区山田町下谷上字箕ノ谷20番3地先	神戸市北区山田町下谷上字箕ノ谷13番1地先
有野町合併第446号線	神戸市北区有野町唐櫃字西畑垣507番4地先	神戸市北区有野町唐櫃字西畑垣570番地先
須磨里490号線	神戸市須磨区妙法寺字風早1224番2地先	神戸市須磨区妙法寺字風早1226番8地先

令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

北鈴蘭台58号線	神戸市北区甲栄台2丁目3番97地 先	神戸市北区甲栄台2丁目3番101 地先
北鈴蘭台59号線	神戸市北区甲栄台3丁目3番64地 先	神戸市北区甲栄台3丁目3番64地 先
山田里875号線	神戸市北区山田町小部字広苅9番 1地先	神戸市北区山田町小部字広苅9番 2地先

令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

神戸市告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、次の市道の全区間をもつぱら歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和6年10月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 路線名

多聞125号線

多聞126号線

2 指定する期日

令和6年10月15日

神戸市告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、次の市道の全区間をもつぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和6年10月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 路線名
多聞124号線
- 2 指定する期日
令和6年10月15日

令和6年10月15日 神戸市公報第3881号

神戸市告示第366号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条第2項の規定により、指定公金事務取扱者が決定したので、同法第243条第2項の2の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務の名称
「第58回垂水区ロードレース大会」委託業務
- 2 指定公金事務取扱者
大阪府東大阪市岩田町1丁目15-9
走る堂 松村 敏弘
- 3 指定公金事務取扱者に委託した徴収・収納の事務に係る歳入
「第58回垂水区ロードレース大会」の参加料
- 4 指定年月日
令和6年10月7日
- 5 委託期間
令和6年10月16日～令和6年12月24日

神戸市告示第367号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月15日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 変更認定する里づくり計画
 布施畑里づくり計画
- 2 変更の内容
 土地利用計画の変更

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年10月15日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年10月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)マルアイ長田店

神戸市長田区大道通二丁目11番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野 225 番地 1	代表取締役 藤田 佳男

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野 225 番地 1	代表取締役 藤田 佳男

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年5月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,087 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
敷地北西側	92 台
R 階	120 台
合計	212 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
----	------

建物北西側	150 台
-------	-------

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物南東側	32 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位 置	容 量
廃棄物保管施設①	1 階建物内南東側	7.1 立方メートル
廃棄物保管施設②	1 階建物内南側	9.0 立方メートル
廃棄物保管施設③	2 階建物内南側	9.0 立方メートル
廃棄物保管施設④	2 階建物内南東側	9.0 立方メートル
廃棄物保管施設⑤	2 階建物内南東側	12.0 立方メートル
合計		46.1 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 9 時	午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 00 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
敷地西側	出入口：1 箇所
敷地北側	入口：1 箇所
敷地北東側	出口：1 箇所
合計	3 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

令和 6 年 9 月 26 日

9 縦覧期間

令和 6 年 10 月 15 日から令和 7 年 2 月 17 日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市長田区公告

次の自動車臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月20日規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和6年10月15日

神戸市長田区長 山端 恵実

番号標に記録された番号	失効年月日
神戸66-88神戸	令和6年9月26日

令和6年10月1日付け神戸市公報第3879号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和6年10月15日

(20ページ、告示第341号、表中の改正後欄の一部)

誤 金網とヤシ繊維マットの併用

正 金網とヤシ繊維マットを併用

誤 プール等(池など恒常的に水に満たされている部分を含む。)を建築物に設置した場合はその面積を緑化基準第2の敷地面積から除外

正 プール等(建築物又は敷地に固定され恒常的に水に満たされているもので池などを含む。)を建築物に設置した場合はその面積を緑化基準第2の表中「緑地の面積」欄の建築面積から除外

誤 敷地の緑化をもって代える面積は、当該建築物において必要な緑地面積の50パーセントを上限とし、建築物の敷地において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。

正 敷地の緑化をもって代える面積は、建築物の敷地において必要とされる緑地の面積には含まれないものとし、当該建築物において必要な緑地面積の50パーセントを上限とする。

誤 ベランダ等の緑化をもって代える面積は、当該建築物の敷地において必要な緑地面積の50パーセントを上限とし、建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。

正 ベランダ等の緑化をもって代える面積は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積には含まれないものとし、当該建築物の敷地において必要な緑地面積の50パーセントを上限とする。